

船橋市行政不服審査会の会議の傍聴等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市行政不服審査会条例(平成27年条例第54号)第8条の規定に基づき、船橋市行政不服審査会の会議の公開及び傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(非公開の決定)

第2条 会議の議題又は議題に関連する事項が、船橋市情報公開条例(平成14年条例第7号)第26条各号に該当すると会長があらかじめ認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

2 公開している会議について、船橋市情報公開条例第26条各号に該当することが判明した場合には、会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手続)

第3条 傍聴申込みの受付は、会議(全部を非公開で行うものを除く。以下同じ。)開催日当日、会議場の入口前で原則として会議開始時刻の10分前から行い、先着順に傍聴券を配布するものとする。

2 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、会長が会議場の収容人数等を考慮して定める。

3 傍聴人が定員に満たない場合は、会議の妨げにならない範囲内で、会議開会后においても先着順で傍聴人を追加することができる。

4 傍聴人は、退場する際に傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他会長が傍聴することを不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項等)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
 - (4) 飲食、喫煙等をしないこと。
 - (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
 - (6) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
 - (7) 事前に会長の許可を得たときを除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
 - (8) その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- 2 会長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴人及び前条第1号又は第2号の事実が判明した傍聴者に対し、退場を命じることができる。

附 則

この要領は、平成28年5月2日から施行する。